

## 国民健康保険広域化に伴う財政支援の拡充について

関東部会提出  
説明担当 佐倉市

国民健康保険制度は、誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険制度の根幹をなすものであり、国民生活を支える重要な役割を担っている。

しかしながら、その財政基盤は脆弱で不安定である上に、加入者の高齢化や低い所得水準、医療高度化による医療費の増大、社会経済情勢の影響を受けた収納率の低迷等の問題を抱え、各市町村では、厳しい環境の中で事業の維持を図るため懸命に取り組み、苦心している状況である。

国からは持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、平成30年度から国民健康保険は都道府県単位に広域化されることとなった。

今後は都道府県が財政運営の責任主体として事業運営に当たるが、この制度改革だけでは国民健康保険制度の抱える様々な構造的問題を解決するには、まだ十分ではないことは明らかである。

こうした状況を踏まえ、国民健康保険事業運営の都道府県単位化に当っては、被保険者ならびに市町村民に新たな負担が生じることがないように保険税（料）の被保険者負担の更なる激変緩和措置を講じるとともに、事業の財政基盤の安定化を図るため国の一層の財政支援の拡充を強く要望する。